

平成 17 年 9 月市議会定例会議案概要

A 予算案件

1 一般会計

(1) 平成 1 7 年度富山市一般会計補正予算 (第 2 号)

ア 歳入歳出予算補正

イ 継続費補正

ウ 地方債補正

2 特別会計

(1) 平成 1 7 年度富山市老人保健医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

歳入歳出予算補正

(2) 平成 1 7 年度富山市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

歳入歳出予算補正

(3) 平成 1 7 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算 (第 1 号)

歳入歳出予算補正

3 企業会計

(1) 平成 1 7 年度富山市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

ア 資本的収入及び支出

イ 継続費補正

ウ 企業債補正

B 条例案件

1 富山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 第 3 選挙区の町の名称の追加

「富居栄町」を加える。

(2) 施行期日 平成 1 7 年 1 1 月 3 日

広田地区の住居表示の実施 (平成 1 7 年 1 1 月 3 日) に伴うもの。

2 富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定の件

(1) 本市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるもの

(2) 次の事項を定める。

- ア 趣旨
- イ 公募
- ウ 指定管理者の指定の申請
- エ 指定管理候補者の選定
- オ 公募によらない指定管理候補者の選定
- カ 指定管理候補者として選定しない法人等
- キ 協定の締結
- ク 原状回復
- ケ 損害賠償
- コ 秘密保持
- サ 名称等の変更の届出
- シ 指定等の告示
- ス 委任

(3) 富山市情報公開条例の一部改正

- ・ 指定管理者の情報公開に関する規定の整備

(4) 富山市個人情報保護条例の一部改正

- ア 実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の措置の規定の整備
- イ 指定管理業務の従事者の義務の規定の整備
- ウ 指定管理者の個人情報保護に関する規定の整備
- エ 指定管理業務に従事している者又は従事していた者に対する罰則規定の整備

(5) 施行期日 公布の日

3 市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 給料の減額

- ア 市長、助役及び収入役の平成 17 年 10 月 1 日から同月 31 日までの間の給料月額を次のとおり減額するもの

市長 給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

助役及び収入役 給料月額に 100 分の 7 を乗じて得た額

(2) 施行期日 平成 17 年 10 月 1 日

4 とやま高度情報センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備

- ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理等

- イ 開館時間及び休館日の規定の追加

(2) 施行期日 平成 18 年 4 月 1 日

5 富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者にホール(トヤマガラスアートギャラリーを除く。)の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等
 - イ 開館時間及び休館日の規定の追加
 - ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

6 富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に舞台芸術パークの管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等
 - イ 開館時間及び休館日の規定の追加
 - ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

7 富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者にホールの管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等
 - イ 開館時間及び休館日の規定の追加
 - ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

8 富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に施設の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等
 - イ 開館時間、休館日等の規定の追加
 - ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

9 富山国際会議場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に会議場の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

1 0 富山市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に駐車場の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、駐車料金の徴収等

イ その他の規定の整備（駐車券の発行等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

1 1 富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業、使用の承認

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

1 2 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市立音川保育所の位置の変更

富山市婦中町外輪野 6 0 5 6 番地 2

富山市婦中町外輪野 8 3 2 番地

(2) 施行期日 公布の日

1 3 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に児童館（富山市立婦中中央児童館及び富山市立神保児童館を除く。）の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理等

- イ 開館時間及び休館日の規定の追加
 - ウ その他の規定の整備（利用できるものの範囲）
- (2) 富山市立大沢野児童館の位置の変更
富山市高内365番地

富山市高内64番地
(3) 施行期日 平成18年4月1日

1.4 富山市児童文化センター条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業等
 - イ 開館時間及び休館日の規定の追加
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

1.5 富山市立愛育園条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に愛育園の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ・指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理等
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

1.6 富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に学園の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理等
 - イ 開園時間及び休園日の規定の追加
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

1.7 富山市立和光寮条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に和光寮の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ・指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理等
- (2) 施行期日 平成18年4月1日

1.8 富山市立慈光園条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に慈光園の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ・指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理等

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

1 9 富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

2 0 富山市老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に憩いの家の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、憩いの家が行う事業、使用の承認等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

2 1 富山市大沢野高齢者いきがい工房条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にいきがい工房の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

2 2 富山市婦中パークゴルフ広場条例制定の件

(1) 高齢者の健康の増進及び福祉の向上を図るため、富山市婦中パークゴルフ広場を設置する。

(2) 位置 富山市婦中町羽根 1 0 6 8 番地 8

(3) 指定管理者が行う業務

・施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認等

(4) 開場時間は、午前 9 時から午後 5 時まで

- (5) 休場日
 - ア 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの日
 - イ 火曜日 (祝日等に当たるときは、その翌日)
- (6) 使用者の範囲 市内に居住する 6 0 歳以上の者
- (7) 使用料 無料
- (8) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

2 3 富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者にプラザの管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
 - 施設及び附属設備等の維持管理、障害者福祉センター及びデイサービスセンターの事業、福祉センターの使用の承認等
 - イ 開館時間及び休館日の規定の追加
 - ウ その他の規定の整備 (障害者福祉センターの使用の承認、使用の承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)
- (2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

2 4 富山市立看護専門学校条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 富山市立看護専門学校の位置の変更
 - 富山市五福 4 4 3 1 番地

 - 富山市今泉 3 0 8 番地 1
- (2) 修業年限の変更
 - 2 年 3 年
- (3) 入学資格の変更
 - 免許を得た後 3 年以上業務に従事している准看護師又は高等学校を卒業している准看護師

 - 学校教育法第 5 6 条第 1 項に規定する者
- (4) 入学試験料の改定
 - 4 , 0 0 0 円 5 , 0 0 0 円
- (5) 授業料の改定
 - 月額 5 , 0 0 0 円 月額 1 0 , 0 0 0 円
- (6) 授業料の還付
 - 規則で定める場合は、授業料を還付することができることとしたもの
- (7) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日。ただし、(4) は、公布の日

2.5 富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 法第50条第2項の規定による公衆衛生上講ずべき措置基準の改正
施設等における衛生管理の基準（共通基準、設備等の衛生管理、ねずみ・昆虫等の対策、廃棄物等の取扱い等）、衛生上の管理運営要領の作成・周知、販売食品等の安全性に関する情報の提供、従事者の健康状況の把握等を規定

(2) 施行期日 平成18年1月1日

食品衛生法の一部改正（平成15年5月30日公布。平成15年8月29日施行）による「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の策定に伴うもの。

2.6 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 管理委託の廃止
- (2) 施設の廃止

| 名 称 | 位 置 |
|-------------------|-------------|
| 富山市有沢新町団地地域し尿処理施設 | 富山市有沢新町1番地2 |

(3) 施行期日 平成18年4月1日。ただし、(1)は、公布の日

2.7 富山市水橋商工文化会館条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に会館の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等
 - イ 開館時間及び休館日の規定の追加
 - ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成18年4月1日

2.8 富山市ハイテク・ミニ企業団地条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に団地の管理を行わせるための所要の規定の整備
 - ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、企業診断等、使用料の徴収等
 - イ その他の規定の整備（特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成18年4月1日

2 9 富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター条例の一部を改正する条例
制定の件

(1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業、使用の承認、使用料の徴収等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

3 0 とやまインキュベータ・オフィス条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にオフィスの管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、オフィスの事業、使用料の徴収等

イ その他の規定の整備（特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

3 1 富山市浜黒崎キャンプ場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にキャンプ場の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等

イ 休場日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

3 2 富山市八尾曳山展示館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に展示館の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

3.3 富山市岩稲ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業、使用の承認等

イ 使用時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成18年4月1日

3.4 富山ガラス工房条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にガラス工房の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、ガラス工房の事業、使用の承認、使用料の徴収等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成18年4月1日

3.5 富山市農業構造改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンター（水橋東部農村地域交流センター、八尾パインパーク及び八尾サンパークに限る。）の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業、使用の承認、使用料の徴収等

イ 使用時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成18年4月1日

3.6 富山市古洞の森自然活用村条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に活用村の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、活用村の事業、使用の承認等

イ 供用時間及び休村日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消

し、利用料金、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

3.7 富山市市民農園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に農園(水橋東部集落農園に限る。)の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、農園の事業、使用の承認等

イ ふれあいセンターの開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

3.8 富山市集落センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンター(瀬戸集落センターを除く。)の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業、使用の承認等

イ 開館時間の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

3.9 富山市大山農山村交流センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

(2) 施行期日 平成18年4月1日

4.0 富山市猿倉山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に公園の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、公園内の特定行為の許可、使用料の徴収等

イ 猿倉集会センターの開館時間及び公園の休園日の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消

し、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

4.1 富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に交流施設の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、交流施設の事業、使用の承認等

イ 使用時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

4.2 富山市八尾ほたるの里農村公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に公園の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認等

イ 供用時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

4.3 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にキャンプ場の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等

イ 供用時間及び休場日の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

4.4 富山市白木峰山麓交流施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に交流施設の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、交流施設の事業、入館料の徴収等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

ウ その他の規定の整備(特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

4 5 富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に公園の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、公園内の特定行為の許可等

イ 供用時間及び休園日の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

4 6 富山市婦中ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に創生館の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理等

イ 開館時間及び休館日の規定の追加

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

4 7 富山市漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 管理委託の廃止

(2) 施行期日 公布の日

4 8 富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に都市公園(大沢野中央公園、猿倉山公園、大沢野中学校跡地公園、大沢野総合運動公園、春日健康ふれあい公園、合併前の八尾町の区域の都市公園及び合併前の婦中町の区域の都市公園に限る。) の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、都市公園内の特定行為の許可、使用料の徴収等

イ その他の規定の整備(行為の制限、行為の禁止、利用の禁止・制限、監督処分等)

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

4 9 富山市地域広場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者に地域広場(合併前の婦中町の区域の地域広場に限る。) の管理を行わせるための所要の規定の整備

- ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、地域広場内の特定行為の許可、使用料の徴収等
- イ その他の規定の整備(行為の制限、行為の禁止、利用の禁止・制限、監督処分等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

5.0 富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者にファミリーパークの管理を行わせるための所要の規定の整備

- ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、ファミリーパークの事業、使用の承認、入園料等の徴収等
- イ 開園時間及び休園日の規定の追加
- ウ その他の規定の整備(運動広場の専用使用等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

5.1 富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に学習館の管理を行わせるための所要の規定の整備

- ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等
- イ 開館時間及び休館日の規定の追加
- ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

5.2 富山市久婦須川ダム周辺広場条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 指定管理者に周辺広場の管理を行わせるための所要の規定の整備

- ア 指定管理者が行う業務の規定の追加
施設及び附属設備等の維持管理、周辺広場内の特定行為の許可、使用の承認等
- イ 休憩棟の供用時間及び休館日の規定の追加
- ウ その他の規定の整備(使用の禁止又は制限、監督処分、使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

5 3 富山市野外教育活動センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にセンターの管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等

イ 休所日の規定の追加

ウ その他の規定の整備（使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、特別の設備の承認等）

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

5 4 富山市教育センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市教育センターの位置の変更

富山市愛宕町一丁目 2 番 2 4 号

富山市八人町 5 番 1 7 号

(2) 施行期日 平成 1 7 年 1 1 月 1 日

5 5 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 公民館の廃止

| 名 称 | 位 置 |
|----------------|-------------------|
| 富山市立福沢公民館糊ヶ原分館 | 富山市糊ヶ原 6 2 6 番地 1 |

(2) 施行期日 平成 1 8 年 4 月 1 日

5 6 富山市森家条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 管理委託の廃止

(2) 施行期日 公布の日

5 7 富山市北代縄文広場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 管理委託の廃止

(2) 施行期日 公布の日

5 8 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定管理者にスポーツ施設（合併前の富山市のスポーツ施設（水橋錬成館を除く。）のスポーツ施設並びに大沢野青少年体育センター、大沢野総合運動公園野球場、大沢野総合運動公園陸上競技場、大沢野弓道場、大沢野グラウンド、大沢野プール、大沢野武道館、西大沢運動広場、大沢野テニスコート、大山社会体育館、大山総合体育センター、牧体育館、

大山総合グラウンド、大山テニスコート、八尾B & G海洋センタープール及び八尾ゆめの森テニスコートに限る。)の管理を行わせるための所要の規定の整備

ア 指定管理者が行う業務の規定の追加

施設及び附属設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収等

イ 供用日及び供用時間の規定の追加

ウ その他の規定の整備(使用の承認、使用の不承認、使用承認の取消し、利用料金、特別の設備の承認等)

(2) 施行期日 平成18年4月1日

C 契約案件

1 工事請負契約締結の件

(1) (仮称)大沢野児童センター改築主体工事

(2) (仮称)富山市納骨堂新築主体工事

(3) 富山消防署東部出張所新築主体工事

D その他案件

1 富山地区広域圏事務組合理約の変更に関する件

2 富山市過疎地域自立促進計画策定の件

3 住民訴訟における弁護士報酬の負担の件

4 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による、本市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法の件

5 住居表示の実施に伴う町の区域及び名称の変更の件 広田地区住居表示の実施に伴うもの。

6 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する件 市町村合併(高岡市及び射水市)に伴うもの。

7 字の区域の変更の件

(県営畑地帯総合整備事業 呉羽射水山ろく地区 開ヶ丘換地区)

E 報告案件

1 専決処分について承認を求める件

(1) 平成 1 7 年度富山市一般会計補正予算 (第 1 号)

歳入歳出予算補正

専決日 平成 1 7 年 8 月 9 日

(2) 平成 1 7 年度富山市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

ア 収益的支出

イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債補正

専決日 平成 1 7 年 7 月 1 5 日

(3) 平成 1 7 年度富山市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

ア 収益的支出

イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債補正

専決日 平成 1 7 年 7 月 1 5 日

2 専決処分報告の件

(1) 損害賠償請求に係る和解の件

車両破損事故の専決 専決日 平成 1 7 年 7 月 7 日

(2) 損害賠償請求に係る和解の件

車両破損事故の専決 専決日 平成 1 7 年 7 月 1 1 日

(3) 損害賠償請求に係る和解の件

車両破損事故の専決 専決日 平成 1 7 年 7 月 1 1 日

(4) 損害賠償請求に係る和解の件

車両破損事故の専決 専決日 平成 1 7 年 7 月 1 1 日

(5) 損害賠償請求に係る和解の件

交通事故の専決 専決日 平成 1 7 年 7 月 2 5 日

3 平成16年度継続費精算報告書

(1) 一般会計

- ア 法定外公共物譲与申請事業
- イ 富山ガラス工房事業費(富山ガラス工房拡充整備)
- ウ 公営住宅建設事業費(布目団地3号棟)
- エ ファミリーパーク整備事業費(自然体験センター)
- オ 博物館整備事業費

(2) 公共下水道事業会計

- 公共下水道浜黒崎浄化センター増設及び設備更新事業費(浜黒崎浄化センター)

F その他

1 決算認定の件

- (1) 平成16年度一般会計歳入歳出決算(7件)
- (2) 平成16年度特別会計歳入歳出決算(52件)
- (3) 平成16年度企業会計歳入歳出決算(8件)
- (4) 平成16年度一部事務組合歳入歳出決算(6件)

G 追加提出分

1 人事案件

- (1) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件